

今回のテーマ

自分らしい生き方を
自ら決める 任意後見制度

任意後見制度とは

任意後見制度は成年後見制度のひとつです。判断能力が低下した人を法的に保護する制度で、財産や権利を保護する目的があります。認知症や障がいにより自分の判断能力が低下する前に、あらかじめ信頼できる人を任意後見人として選び、判断能力が低下した後の自分の生活や財産の管理を任せることができます。

任意後見人には、法律が定めている欠格事由に該当しない限り、家族や親族、司法書士や弁護士といった専門家など、ご本人自らが選んだ人になることができます。

一方、法定後見は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。家庭裁判所が、希望通りの人を成年後見人等に選任するとは限りません。

任意後見制度の内容

任意後見制度では、後見人が本人の生活や財産に関してさまざまな支援を行うことができます。具体的には以下のようなことが可能です。

1. 生活支援

必要な医療や介護サービスを受けるための手配を行います。食事や掃除、買い物など日常生活に関する支援を行います。住居の維持管理や引っ越しの手続きなどをサポートします。

2. 財産管理

銀行口座や不動産などの財産を管理し、必要に応じて運用します。公共料金や医療費などの支払いを代行します。本人のために必要な契約（賃貸契約やサービス契約など）を締結することができます。

3. 意思決定の支援

本人が重要な決定を行う際に情報提供や助言を行います。必要に応じて、法律的な手続き（遺言の作成や相続手続きなど）を行います。

4. その他の支援

安全で快適な生活環境を整えるための支援を行います。社会活動や趣味の継続を支援し、孤立を防ぐためのサポートを行います。

任意後見制度の利用の流れ

相談・準備

弁護士や司法書士などの専門家に相談し、任意後見制度についての理解を深めます。

自分が信頼できる後見人を選びます。

任意後見
契約の締結

後見人にどのような権限を与えるか、具体的な支援内容を決定します。契約は公正証場で公正証書として作成する必要があります。

後見人の
活動開始

判断能力が低下した場合、後見人が支援を開始します。後見人は、契約に基づいて生活支援や財産管理を行います。

定期的な
報告

後見人は、本人の状況や支援内容について定期的に報告する義務があります。これにより、透明性が保たれます。

契約の終了

任意後見契約は、本人の判断能力が回復した場合や、後見人が辞任した場合などに終了します。必要に応じて、後見人を交代することも可能です。

もの忘れがある。探し物が増えた。名前が出てこない。

同じことを言ったり聞いたりする。
物の名前が出てこなくなった。
置き忘れやしまい忘れが目立ってきた。
以前はあった関心や興味が失われた。
時間や場所の感覚が不確かになった。
だらしくなった。

慣れた所で道に迷った。
財布など盗まれたという。
ささいなことで怒りっぽくなった。
複雑なテレビドラマが理解できない。
夜中に急に起きだして騒いだ。
蛇口、ガス栓の締め忘れ、火の用心ができなくなった。

気になった方はMCI（軽度認知症）のチェックをしてみませんか？

上の内容に複数あてはまった方は、専門医への相談をお勧めします。

認知症の診断は医療機関（もの忘れ外来、認知症外来、神経内科、精神科）の専門医に相談して下さい。

認知症も他の病気と同じように、早期診断と早期対応が非常に大切です。

詐欺被害情報 ご注意ください!!

令和7年1月1日～2月20日時点

神奈川県内 256件：約12億6,500万円

藤沢署管内（南部）5件：約2,370万円

怪しいと思ったらまず相談！

警察相談専用窓口 ☎ #9110

消費者ホットライン ☎ 188

藤沢警察署 ☎ 0466-24-0110

公園体操開催中！楽しく運動習慣を身につけませんか？

辻堂海浜公園

かいひんFRIENDSイベント

日時：毎週水曜日 午前9:30～10:00 ※雨天中止、祝日開催

場所：辻堂海浜公園 芝生のステージ

諏訪神社

日時：毎週金曜日 午前9:30～10:00 ※雨天中止、祝日開催

場所：諏訪神社 境内（住所：辻堂元町3-15-15）

発行元：

①

辻堂東いきいきサポート（地域包括支援）センター
住所：辻堂元町5-5-8
電話：0466-36-3333

②

辻堂西いきいきサポート（地域包括支援）センター
住所：辻堂西海岸2-1-17 辻堂市民センター内
電話：0466-54-9511

①辻堂東いきいきサポートセンター



②辻堂西いきいきサポートセンター

